

平成30年度事業計画書

第1 当連合会の目的

当連合会は、地区防犯協会及び関係機関・団体と連携し、犯罪の予防、少年非行の防止及び少年の健全育成等を図るとともに、善良な風俗の保持及び風俗環境の浄化のための活動を行い、犯罪のない明るい社会の実現に寄与することを目的とする。

第2 犯罪情勢

1 刑法犯認知件数と検挙状況

平成29年中は、県、警察、各市町村、地区防犯協会、防犯ボランティア団体等と緊密に連携した防犯対策を実施した結果、本県の刑法犯認知件数は42,126件(前年比-4,493件、-9.6%)で15年連続して減少し、ピーク時(平成14年16万8,190件)の約4分の1を達成することができた。

また、検挙率も平成27年以降3年連続で増加し、平成29年は39.1%で前年より0.8%増加している。

2 県警察の重点対象犯罪認知件数等

○ 性犯罪 () 前年比

| | 強制性交等罪 | 強制わいせつ | 合計 |
|-----|----------|------------|------------|
| H28 | 56件(-26) | 379件(-113) | 435件(-139) |
| H29 | 90件(+34) | 321件(-58) | 411件(-24) |

○ ニセ電話詐欺 () 前年比

| | 認知件数 | 被害額 |
|-----|------------|----------------------|
| H28 | 352件(-145) | 6億6,524万円(-11億7,822) |
| H29 | 597件(+245) | 11億4,263万円(+4億7,739) |

○ 街頭犯罪等 () 昨年比

| | 強盗 | 空き巣 | 忍込み | 居空き |
|-----|----------|-------------|------------|------------|
| H28 | 78件(-16) | 1642件(-583) | 591件(-874) | 420件(+212) |
| H29 | 86件(+8) | 1775件(+133) | 553件(-38) | 118件(-302) |

| | 自転車盗 | バイク盗 | 自動車盗 | 車上ねらい | 部品ねらい | 自販機 | ひったくり |
|-----|---------|--------|------|--------|-------|--------|-------|
| H28 | 10,552件 | 1,850件 | 188件 | 2,265件 | 818件 | 1,234件 | 100件 |
| H29 | 9,468件 | 1,132件 | 186件 | 2,443件 | 849件 | 411件 | 104件 |
| 前年比 | -1,084 | -718 | -2 | +178 | +31 | -823 | +4 |

※ これらに重点を置いた広報活動等の被害防止対策が必要。

3 少年非行情勢

- 刑法犯少年検挙補導人員～1,941人、全国6位(前年比-565人、前年4位)
- 非行者率(10歳から19歳までの少年人口1,000人当たりに刑法犯少年が

占める割合)～4.1人(前年比-1.1人)、全国5位(前年2位)

- 児童買春・児童ポルノなどコミュニティサイトに起因する事犯の被害児童数～133人(前年比+36人)
- サイバー補導(コミュニティサイトで援助交際を求める等の書き込みをした少年と会って指導や助言等を行う補導方法)の推移
平成27年～12人、平成28年～163人、平成29年～204人

※憂慮される状況にあり、引き続き少年の非行防止、健全育成に向けた取り組みが必要。

4 薬物乱用情勢

- 県内における薬物事犯の検挙人員～855人(前年比-86人)
- 特徴的傾向
 - ・覚醒剤事犯の検挙人員～613人(前年比-95人)、全体の約7割
 - ・危険ドラッグ等の指定薬物事犯の検挙人員～28人(前年比-12人)
 - ・大麻事犯の検挙人員～186人(前年比+31人)で、年々増加
- 乱用者の特徴～覚醒剤事犯は中高年層、大麻事犯は若年層の割合が大きい。
※ 危惧される状況にあり、引き続き薬物乱用防止に向けた取り組みが必要。

5 暴力団情勢

- 暴力団構成員等の推移(過去10年間のピーク時、H19～3,750人)

| | H25 | H26 | H27 | H28 | H29 |
|------|-------|-------|-------|-------|--------|
| 構成員 | 1,730 | 1,560 | 1,480 | 1,380 | 約1,230 |
| 準構成員 | 980 | 970 | 920 | 860 | 約800 |
| 合計 | 2,710 | 2,530 | 2,400 | 2,240 | 2,040 |

- 現状

県内の暴力団は、5代目工藤會、道仁会、太州会、三代目福博会、浪川会、六代目山口組、神戸山口組がある。

平成26年9月以降の工藤會に対する「頂上作戦」を契機として、県内の暴力団構成員等の総数は減少傾向にあるものの、全国的には山口組の分裂等による抗争事件や県民に対する事件が発生するなど、県内でも対立抗争のおそれがあり引き続き暴力団の壊滅に向け、県民と一体となった取り組みが必要である。

第3 協会運営

1 定時総会

平成30年度の定時総会は、平成29年度第2回理事会において開催期日等を決定の上、任期満了に伴う理事及び欠員となっている監事の選任、平成29年度の事業報告、収支決算、その他議案について審議する。

2 理事会

- (1) 平成30年度第1回理事会を5月14日(月)に開催し、平成29年度の事業報告

収支決算、その他議案について審議する。

(2) 平成30年度選定理事会を定時総会開催日に開催し、理事全員の改選に伴う会長、副会長（代表理事）及び専務理事（業務執行理事）の選定を行う。

(3) 平成30年度第3回理事会を、平成31年3月中に開催し、平成31年度事業計画及び収支予算、定時総会の開催時期、その他議案について審議する。

3 監査

平成31年5月までに、平成30年度の業務執行状況等について、監事の監査を受ける予定である。

4 定期提出書類等の提出

公益社団法人として、法令の定めにより、本年6月末日までに「平成29年度に係る定期提出書類等」及び平成31年3月末日までに「平成31年度に係る事業計画等」を行政庁等に対して提出する。

5 変更登記申請

定時総会において役員任期満了に伴う役員選任により、役員全員が変更されることから、変更に伴う変更登記申請を行う。

6 行政庁による立入検査

法令（法人法、認定法、整備法等）で明確に定められた公益法人として遵守すべき事項について、法令（一般社団法人及び一般財団法人の認定等に関する法律第27条第1項）に基づく行政庁による立入検査が、本年度中に実施される予定であり、立入検査に対応した関係書類等の確認・整備等を行う。

7 地区防犯協会職員研修会の開催

地区防犯協会職員の適正な業務運営と士気の高揚を図るため、推進功労者に対する表彰並びに各種施策や広報啓発活動に対する教養及び意見交換を行う研修会を、来年2月（予定）に開催する。

8 当連合会事務所の移転

警察本部施設の狭隘化により、来年1月以降、当連合会事務所を現在の警察本部本館から横の別館へ移転する。

第4 防犯対策事業

県警察が取り組む平成30年中の犯罪抑止対策である

- 犯罪の起きにくい社会づくりの推進
- 地域の犯罪情勢に即した効果的な犯罪抑止対策の推進

について、県警察をはじめ、地区防犯協会及び関係機関等との連携を図り

- ・ 性犯罪の被害防止
- ・ ニセ電話詐欺の被害防止
- ・ 住宅対象侵入盗等身近な犯罪の抑止

を重点課題とした防犯対策事業を推進する。

1 重点課題対策の推進

(1) 性犯罪被害防止対策

県警察等と連携して

- ・発生地、発生時間等の発生実態に応じた広報啓発の推進
- ・スマートフォン用防犯アプリ「みまもっち」の普及促進
- ・被害者層である10～20歳代の女性等の自主防犯行動を促進するための防犯教室、声かけ防犯指導の促進
- ・防犯ブザーの有効性、正しい携帯方法を示した上での普及促進
- ・高校・大学等でのDVDを活用した危険回避術の指導、自己防衛教育（SDE）事業の推進
- ・対策プロジェクトである「子ども・女性安全安心ネットワークふくおか」と連携した被害防止啓発活動

等の活動を継続して推進する。

(2) ニセ電話詐欺被害防止対策

県警察等と連携して

- ・高齢者への声かけ、詐欺の手口をまとめたチラシ等の配布
- ・被害者への啓發文書の送付
- ・コンビニ販売の電子マネーカード包装紙に警告文の掲載
- ・年金支給日のチラシ配布等広報啓発活動の推進
- ・ニセ電話気づかせ隊の阻止活動を啓発するため県知事から表彰を受けた団体や阻止事例を「防犯ふくおか」に掲載

する等の活動を継続して推進する。

(3) 住宅対象侵入盗等身近な犯罪の抑止

女性・子ども及び高齢者が狙われる犯罪、空き巣等の住宅対象侵入盗、自転車盗等の乗り物盗及びひったくりなど、身近な犯罪から凶悪犯罪に直結し、かつ体感治安を脅かす犯罪に対し、適切・効果的な広報活動を推進する。

2 地域安全活動の推進

(1) 全国地域安全運動の推進

犯罪を抑止し、安全安心を実感できる地域社会の実現を図るため、全国地域安全運動期間中（10月11日から20日までの10日間）に、各種行事の開催と広報啓発活動を推進する。

また、4月からは、全国地域安全運動のポスター・標語の募集及び青パトの活動写真を募集する。

(2) 「安全・安心まちづくり県民の集いふくおか」の開催

全国地域安全運動の一環として、県民の防犯意識の高揚と地域防犯活動への参加意欲の醸成を図るとともに、防犯功労者・防犯功労団体等に対する表彰を行うため、県、県警察との合同により、「平成30年度安全・安心まちづくり県民の集いふくおか」を、10月6日（土）に開催する。

(3) 地域に密着した地域安全活動の推進及び支援

地区防犯協会、防犯ボランティア団体、警察等と連携し、地域に密着した地域安全活動を推進するとともに、各種活動に対する支援を行う。

(4) 防犯ボランティア地域交流会の開催

地区防犯協会との協働事業として、地域における防犯ボランティア団体相互の情報交換等と団体間の活動の連携と活性化を図ることを目的とした「防犯ボランティア地域交流会」を、11月（予定）に開催する。

(5) 学生防犯ボランティアの活動支援

若年層への防犯ボランティア活動の浸透を図るため、「学生防犯ボランティア活動促進事業」（平成24年度から実施）及び「学生防犯ボランティアサミット支援事業」（平成22年度から実施）を継続推進する。

(6) 青パトを保有する防犯ボランティアの活動支援

青パトを活用した防犯パトロール活動の活性化を図るため

- ・青パト申請時に「青色回転灯」を提供
- ・県警察との協働による石油販売店に対する青パト支援事業を継続推進
- ・青パト運行に要するガソリン代の一部補助を本年度は計画

するなど、青パトを保有する防犯ボランティアへの支援を行う。

3 広報啓発活動の推進

(1) 重点に指向した広報啓発活動

平成29年中は、県警察の重点課題対策であるニセ電話詐欺事件が認知件数、被害額ともに急増し、被害者のうち65歳以上が約62%を占めていることから、県警察の「特殊詐欺抑止プロジェクト」と連携した被害防止のための効果的な広報啓発活動を推進する。

(2) 広報資料の作成・配布

県民への防犯意識の醸成・浸透及び自主防犯活動の促進を図るため、チラシ、ポスター、CD及び啓発物等広報資料を作成し、幅広く、多くの県民に配布又は掲示する等の方法による広報啓発活動を推進する。

(3) 各種広報媒体の活用

新聞、ラジオ等の各種広報媒体を活用して県民の防犯意識の醸成と被害防止の意識高揚のための広報啓発活動を推進する。

(4) 広報紙「防犯ふくおか」の発行

犯罪情勢をはじめ、防犯対策や防犯ボランティアの活動等の情報を発信するため、広報紙「防犯ふくおか」を毎月発行し、地区防犯協会を通じて県内各世帯への回覧や施設内に掲示するなどの広報を行う。

4 少年の非行防止及び健全育成活動の推進

少年の非行・犯罪被害防止及び健全育成のため、防犯指導員等に対する活動支援や広報資料の作成・配付を行うとともに、7月の「青少年の非行・被害防止全国強調月間」に合わせて少年の非行及び犯罪被害を防止するための広報啓発活動を展開し、少年柔・剣道合宿研修、囲碁大会などのスポーツ、文化事業への後援等を行う。

5 自転車防犯登録事業の推進

(1) 防犯登録の普及及び促進

ア 防犯登録台数は、平成25年の29万台から年々減少しているが、引き続き、自

転車の防犯登録促進のための広報啓発活動を推進し、登録台数の向上を図る。

イ 本年度からシェア自転車事業が県内で開始されているので、これに対する防犯登録についても事業者や自転車商組合等と連携して実施することとしている。

(2) 自転車の盗難被害防止活動

平成29年中の全刑法犯認知件数の約22.4%を占める自転車盗難の防止等を図るために、チラシ、パンフレットの配布や新聞、ラジオ、広報誌（紙）等各種広報媒体を活用した広報啓発活動を推進する。

(3) 放置自転車等対策への協力・支援活動の推進

違法駐輪や放置自転車の問題解消のため、自治体等の関係機関との良好な協力関係を維持するとともに、調査・照会業務の迅速・適切な処理による放置自転車等の早期返還を図る。

(4) 地区防犯協会、防犯登録所（店）に対する指導

ア 毎年2月に開催する「地区防犯協会職員研修会」及び「防犯登録だより」（平成25年7月から発行）を活用した防犯登録事務手続き等の適正処理及び処理能力の向上を図る。

イ 防犯登録事務手続きを迅速かつ適切に処理するために、防犯登録所（店）に対する業務指導を実施する。

第5 風俗環境浄化事業

1 県公安委員会からの受託事業の適正な推進

(1) 県公安委員会から委託された風俗営業等管理者講習及び風俗営業及び特定遊興飲食店営業の許可、承認申請に伴う調査業務を適正に推進する。

(2) 6月に調査員研修会を開催し、調査業務の適正化及び調査員の資質の向上を図る。

2 少年指導委員の活動に対する支援

風俗環境浄化活動の一環として、風営店への立ち入り権限を有し、少年の健全育成活動に取り組んでいる少年指導委員の活動に対する協力・支援を行う。

3 風俗環境浄化活動に対する支援

福岡市中央区天神、博多区中洲、北九州市小倉北区堺町など歓楽街の風俗環境浄化のため、警察や地区防犯協会等が行う諸活動を支援する。

第6 AMマーク貼付事業

1 遊技機の健全化促進

遊技機に地域防止対策に寄与するAMマーク（地域防犯協賛機）を貼付することにより、営業者に適正で健全な営業の自覚を促し、善良な風俗と清浄な風俗環境の保持を図る。

2 遊技場への立入検査

福岡県遊技業協同組合など5団体で構成する「福岡県不正防止対策機構」の一員として、定期的に遊技場に対する立入検査を実施し、不正遊技機等の発見に努める。

第7 青パトの自動車保険事業

青パトを保有している防犯ボランティア団体に、青パト自動車保険集団扱制度の適用により保険料の割引がある、青パト保険の加入促進に努める。